

浜中町水道事業における水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取り組みについて

水道法施行規則第十七条の二第六項により、水道事業者が水道需要者に対して、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況を毎年一回以上、情報提供することが義務づけられております。

このことから、平成28年度の浜中町水道事業における取り組みについてお知らせします。

浜中町では、安全安心な水を供給するために、水道施設の耐震化を進めております。

● 浜中町水道事業の概要

浜中町水道事業は、昭和33年度に創設事業認可を取得し、昭和34年度より給水を開始しております。西円朱別浄水場（水源：表流水）と西円朱別新浄水場（水源：深井戸）で作られた水道水は、3号送水管（ポンプ加圧送水）により浜中第3号配水池に送水され、一部を除き、霧多布配水池を経て、各地域へ供給しております。

● 水道施設の耐震化・更新計画等について

浜中町では、平成28年度より2か年計画で「水道ビジョン計画」を策定中であります。この計画は将来を見据えた水道施設の耐震化・更新計画、財政計画を含む事業計画を基にした中長期を展望する総合的な計画であります。水道施設の耐震化・更新計画等については、耐震診断の実施結果を基に具体化し、水道施設の耐震化・更新を適切に進めます。

● 平成28年度末浜中町における基幹管路延長及び耐震適合率は下記のとおりです。

※ ₁ 基幹管路延長	※ ₂ 耐震管及び耐震適合性のある管の延長	耐震適合率
40,940 m	23,375 m	57.1%

○ 参考値

基幹管路耐震適合率：全国平均 37.2%、北海道平均 40.9%（平成27年度末）

※₁ 基幹管路とは、水道施設にとって重要な管路であり、導水管・送水管・配水本管のことをいいます。

※₂ 耐震管とは、以前の管と比較し、管と管の接合部の伸縮性や離脱防止の機能が高く、地震などによる地盤変化に強い管のことをいいます。

耐震適合性のある管とは、特定の管が良い地盤に布設されている管のことをいいます。

その他、詳細については、下記までお問い合わせ下さい。